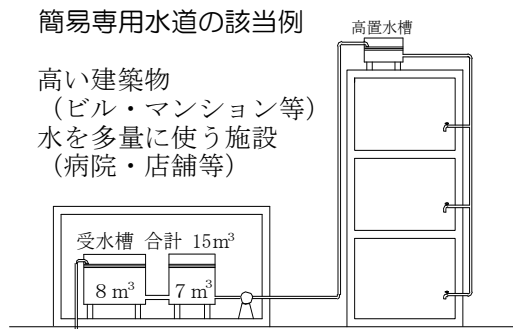
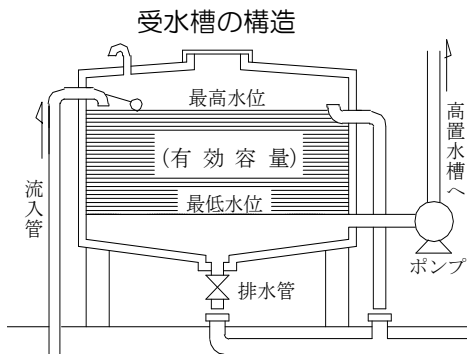


貯水槽水道を設置している皆さんへ ～ 貯水槽水道の適正な管理をお願いします

大館市 建設部 水道課 給水計画係 (tel 0186-43-7090)

「**貯水槽水道**」とは、市の水道水のみを水源として、その水を受水槽に貯めてから施設内に給水する水道で、受水槽の有効容量（下記※1参照）により「**簡易専用水道**（有効容量10m³超）」と「**小規模貯水槽水道**（有効容量10m³以下）」に区分されています。

貯水槽水道の場合、受水槽に入るまでの水質は市の管理となりますが、**受水槽以降の水質については設置者が管理することとなっていますので、貯水槽水道の設置者は、水道法等で定める基準に従い、その水道を適正に管理しなければなりません。**



※1 有効容量とは受水槽容量のうち実際に利用できる量のことです。

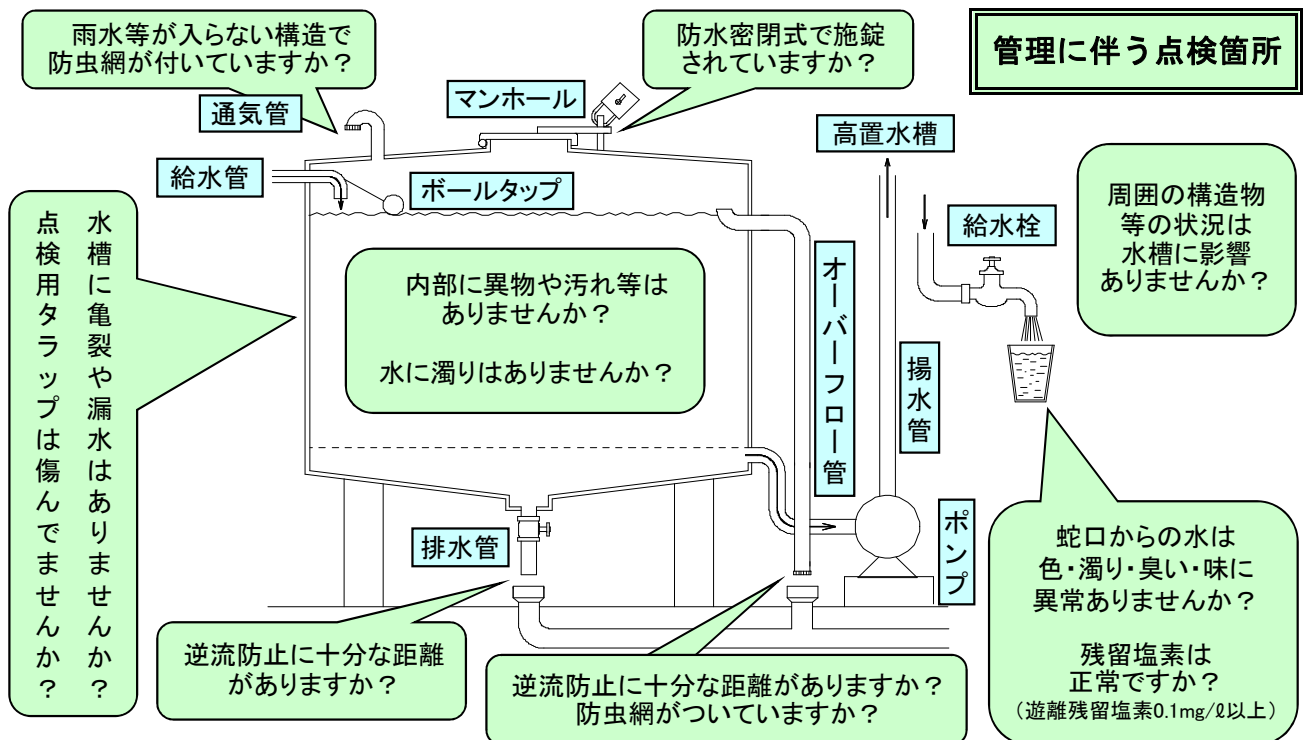
※2 受水槽や高置水槽で自家水等が混合している場合は該当しません。

◇ 簡易専用水道の管理 (水道法第34条の2第1項)

簡易専用水道の設置者は、次の基準に従い、その水道を適正に管理しなければなりません。

水槽の点検 (水道法施行規則第55条第2項)

定期的に水槽の点検を行い、破損等を確認したときは速やかに改善してください。特に、自然災害(地震・台風・大雨・凍結等)の後には、点検を欠かさないでください。



水質検査の実施 (水道法施行規則第55条第3項)

蛇口から出る水の色・濁り・臭い・味などに異常がないか、日ごろから注意してください。異常を確認したときは、水質基準のうち必要な項目について水質検査を行ってください。

水槽の清掃 (水道法施行規則第55条第1項)

年に1回、定期的に水槽の清掃を行ってください。

※ 秋田県知事の登録を受けた建築物維持管理事業者(大館市に所在地をおく事業者を抜粋:H26.9.8現在)

業種	業務内容	名称	所在地	電話番号
建築物 飲料水 貯水槽 清掃業	受水槽・高置水槽等 建築物の貯水槽の 清掃を行う事業	(株)ダイナミック・サニート	大館市柄沢字狐台81-10	42-8138
		大桂メンテナンス(株)	大館市御成町三丁目7-17	49-2429
		(有)トーホームテック	大館市水門町5-47-1	42-8812
		東北環境消毒(有)	大館市有浦四丁目5-30	49-3951
		(株)タクト	大館市御成町二丁目17-10	42-0822
		(株)タイセイ	大館市字沼館道上82	42-5550
		東北ビル管財(株)	大館市片山字中通6-2	43-0055
		大館桂工業(株)	大館市御成町三丁目7-17	49-1331

給水の停止と周知 (水道法施行規則第55条第4項)

供給する水が人の健康を害するおそれがある場合は、直ちに給水を停止してください。
併せて、その水が危険であることを使用者に周知するとともに水道課へ報告してください。

◇ 簡易専用水道の管理についての検査の受検 (水道法第34条の2第2項及び同法施行規則第56条)

簡易専用水道の設置者は、その水道の管理について、年に1回、定期的に厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければなりません。

受けない場合、100万円以下の罰金に処せられることがあります。(水道法第54条第1項第8号)

※ 厚生労働大臣の登録を受けた簡易専用水道検査機関(検査区域に秋田県を含む事業者を抜粋:H26.7.1現在)

名称	検査を行う事業所所在地	電話番号
(公財)秋田県総合保健事業団	秋田市寺内兎桜3丁目1-24(兎桜検査センター)	018-845-5100
(株)秋田県分析化学センター	秋田市八橋字下八橋191-42	018-862-4930
(一社)青森県薬剤師会	青森市大字野木字山口164-43(衛生検査センター)	017-762-3620
(株)大東環境科学	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第1地割265(総合技術センター)	019-698-2671
(一財)宮城県公衆衛生協会	仙台市泉区松森字堤下7-1	022-771-4722
(株)江東微生物研究所	東京都江戸川区西小岩5丁目18-6	44-6401(大館営業所)

※ 検査は有料となります。金額については各機関にお問い合わせください。

※ 検査の内容は、施設及びその管理状況・給水栓における水質・書類の整理等に関する検査になります。

※ 簡易専用水道を設置している建築物が、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管理法)に規定する特定建築物である場合でも、水道法による定期検査を受ける義務が適用となります。
その場合、現場検査に替えて、管理状況の書類を提出することにより検査を受けることができます。

◇ 書類の整理及び保存 (簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項/H15.7.23厚生労働省告示第262号)

簡易専用水道の設置者は、次の書類を整理し、保存してください。

- ・簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
- ・受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図
- ・水槽の掃除その他管理についての記録及び法定検査に関する書類

◇ 水道課への届出等 (大館市専用水道等の設置等に係る事務手続等に関する規程第7条～第11条)

簡易専用水道の設置者は、次のとき、水道課への届出または報告が必要となります。

- ・先に届け出た設置届の記載事項に変更が生じたとき(設置者の変更、受水槽の改造等)
- ・簡易専用水道に該当しなくなったとき(受水槽の廃止等)
- ・定期検査後、検査機関から対策を講じるよう助言を受けたとき
- ・給水の緊急停止を行ったとき

◆ 小規模貯水槽水道の管理 (大館市水道給水条例第45条第2項及び同条例施行規程第21条)

小規模貯水槽水道の設置者におかれましても、簡易専用水道の管理基準に準じて管理を行い、年に1回、定期的に、給水栓における水質検査を行うよう努めてください。